

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年8月7日

「令和8年熊本地震 埼玉県義援金」の募集について

令和8年熊本地震による被災者を支援するため、県民の皆さまからの義援金を募集します。

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じ、被災地へ送付されます。

1 義援金の名称

令和8年熊本地震埼玉県義援金

2 募集期間

令和8年8月7日（金曜日）から9月30日（水曜日）まで

3 募集方法

次の金融機関において口座振込により受付いたします。

（振込口座）

● 埼玉りそな銀行

- ・金融機関：埼玉りそな銀行
- ・支店名：県庁支店（店番号104）
- ・預金種目：普通
- ・口座番号：4777199
- ・口座名：令和8年熊本地震埼玉県義援金

（レイワハチネンクマモトジシンサイタマケンギエンキン）

※ 埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行・みなと銀行の窓口・ATM、ならびに個人のお客さま向けインターネットバンキングおよびりそなグループアプリから、上記埼玉りそな銀行の義援金口座へお振込みいただく場合、振込手数料はかかりません。（ただし、平日 8 時 45 分～18 時以外については ATM 時間外手数料が必要となります。）

● 武蔵野銀行

- ・金融機関：武蔵野銀行
- ・支店名：県庁前支店（店番号 0 5 7）
- ・預金種目：普通
- ・口座番号：1 0 6 0 0 6 7
- ・口座名：令和 8 年熊本地震埼玉県義援金

（レイワハチネンクマモトジシンサイタマケンギエンキン）

※ 武蔵野銀行本支店の窓口・ATM 及びイーネット・ローソン銀行・セブン銀行の ATM ならびに個人のお客さま向けインターネットバンキングおよび武蔵野銀行アプリから、上記武蔵野銀行の義援金口座へお振込みいただく場合、振込手数料はかかりません。（ただし、平日 8 時 45 分～18 時以外については ATM 時間外手数料が必要となります。）

4 受領証について

義援金を振り込んだ際の振込票の控えは、税制上の優遇措置の適用を受けるための証明書類としてご利用いただけます。この場合における確定申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類（本ホームページの写し等）の添付などが必要になります。

なお、振込票の控えを紛失した場合は、税制上の優遇措置の適用を受けるための証明書類として受領証を発行いたします。あらかじめ埼玉県企画財政部財政課 民間資金担当に電話にて御連絡の上、別添様式「受領証申込票」に必要事項を記入しメールにて送付してください。